

秋田市データセンター事業実施可能性調査業務委託仕様書

1 業務目的

データセンターは、新たなデジタルサービスの提供や安全保障の観点からも重要とされているが、その8割が東京圏、大阪圏に集中していることから、国では「デジタル田園都市国家構想」として、海底ケーブルや送電線網とともにデータセンターの地方整備を進めようとしている。

本市としては、データセンターの候補地2か所（七曲臨空港工業団地、下新城地区工業団地整備予定地）について事業実施の可能性を調査し、データセンター事業者の誘致に取り組んでいくものである。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月13日（月）まで

3 業務内容

本市がデータセンター新規拠点候補地とする、七曲臨空港工業団地および下新城地区工業団地整備予定地の2地点について、データセンター事業者の投資判断に資するよう概ね以下の内容について、データセンターの適地調査を行う。

また、各種調査結果については、図面化するなど状況が把握しやすい報告書を作成するとともに、「デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合中間とりまとめ」（2022年1月 経済産業省・総務省）を参考に評価等を行うこと。

(1) 土地の所在地および所有者、土地形状等について

本件候補地は県所有の工業団地（予定地含む）であるため用地買収等の必要性はないが、今後近隣の土地所有者等への事業説明等に備え、現況調査を行うこと。

ア 土地所在地および所有者

イ 造成の有無（ドローン撮影等による現況画像等を添付）

ウ 土地形状（平場、法面等）

エ 土地価格（購入価格、賃貸価格）

オ 近隣の土地所有者 等

(2) 通信インフラについて

候補地における光ファイバー回線網の整備状況や通信会社の拠点施設等を調査し、通信インフラの整備に要する時間、費用等を示すこと。

ア 光ファイバー回線網整備状況

イ 通信会社の拠点施設 等

(3) 社会インフラについて

候補地の電線網については、七曲臨空港工業団地は高圧電力（6.6kV）の配電線

が団地中心部まであり、特別高圧も当団地から約4.4kmの66kV送電線が整備されている。

下新城地区工業団地整備予定地付近については、特別高圧の送電線（145kV）がすでに整備されているため、データセンター立地時における利用可能性等を明らかにすること。

また、候補地周辺の幹線道路や上下水道の整備状況を図面やデータ等で明確にすること。

ア 電線の整備状況

イ 道路交通網（工事車両の通行経路を含む）の整備状況

ウ 上下水道の整備状況

(4) 法規制の状況について

データセンターの立地にあたり、候補地における都市計画法上の用途について明らかにすること。

ア 都市計画法上の用途区分および用途変更の可能性

イ 候補地および近隣地における農地の状況

(5) 再生可能エネルギーについて

秋田県沖では洋上風力発電の事業化に向けた動きが進んでおり、発電事業者が決定した海域もあるため、当該事業計画等により売電価格や発電量等の分析、電力の供給価格や契約形態等を調査し、本市の再生可能エネルギーの利用可能性を明らかにすること。

ア 秋田県沖で進む洋上風力発電の売電価格や発電量等の分析

(6) 自然環境について

本市における平均気温等の自然環境を調査し、沿岸部の寒冷な気候である候補地をデータ化すること。

ア 平均気温、降水量、風速等を調査し、データセンター冷却方法の検証を行う。

(7) 災害時の電力や燃料の確保について

候補地周辺において、災害時における自家発電装置への燃料供給の方法や洋上風力発電による電力供給方法の可能性を検証すること。

ア 候補地周辺のガソリンスタンドの配置状況

イ 再生可能エネルギーによる電力供給方法

(8) 自然災害の可能性について

周辺施設建設時の資料を参考に候補地の地盤を確認するほか、過去に大規模な地震災害が少なく、今後も発生可能性が少ないことを文部科学省地震調査委員会「全国地震動予測地図」等により整理・検証を行い、候補地の優位性を明らかにすること。

- ア 近隣地域における地盤状況
- イ 過去の地震発生状況 等

(9) 海底情報ケーブルおよび陸揚局について

本市にある海底情報ケーブル陸揚局について調査を行い、陸揚局が近接していることによる優位性等を調査・検証すること。

- ア 増設される「石狩－秋田ルート」の敷設状況
- イ 新設予定となっている日本海側ルート（秋田－九州）の整備計画および陸揚局
- ウ 新增設される海底情報ケーブルの通信速度等

(10) インターネットエクスチェンジについて

候補地からインターネットエクスチェンジの配置状況および新たな整備計画の情報について調査すること。

- ア 候補地からインターネットエクスチェンジまでの距離および通信速度等の調査
- イ 新たな整備計画の情報

(11) データ需要について

データセンター事業者における地方進出の動向を調査することで、データ需要を把握するとともに本市への進出可能性を把握し、今後の誘致に向けた活動に資する内容とすること。

なお、調査対象とする予定のデータセンター事業者について、審査時に明示すること。

- ア データセンター事業者における地方進出の動向

※データセンター業界に関する調査は、業務対象外とする。

(12) データセンター拠点としての評価について

データセンターに関する本調査項目について、有識者から意見聴取を行い、本市候補地が適地であるかの評価を受けること。

(13) 報告書について

上記調査内容を報告書としてまとめるとともに、本市保有の空撮映像や動画データ等を組合せ、本調査内容を反映させたプロモーション動画を作成すること。

- ア 報告書の作成
- イ プロモーション動画の作成

(14) 打合せ協議

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、月1回以上の定期的な打合せを実施すること（オンライン会議も可とする。）。

打合せは、事業の進捗のほかに、各調査項目について担当職員が理解を深められるよう説明を行うとともに、議事録を作成し、調査結果の効果的な活用方法を提示すること。

4 成果品

- (1) 業務完了報告書、調査資料等の参考資料 1部
- (2) 報告書 4部（正本1部、副本3部）
- (3) ヒアリングを行った事業者の一覧（担当者、連絡先等） 1部
- (4) 上記の電子データ一式
- (5) その他市が必要と認められるもの 一式

【納品場所】 秋田市産業振興部企業立地雇用課

5 著作権の譲渡等

(1) 著作権の譲渡

成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は、当該著作物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該成果物の引渡し時に市に譲渡する。

なお、譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者(以下、「関係者」という。)に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

(3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者(前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下同じ。)は、市が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 著作者人格権の不行使

受託者および関係者は、(3)又は(4)に該当する場合、市および市が許諾する者に対して、著作物人格権を行使しないものとする。

(6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物および人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がある手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含まれるものとする。

6 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

8 その他

(1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。

(4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。

(5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。